

令和2年7月豪雨からの 復旧・復興に係る要望

令和3年（2021年）10月

熊本県

熊本地震から5年余りが経過し、国におかれては、この間、復旧・復興に対する手厚い支援をいただき、改めて深く感謝申し上げます。これまでに、避難者のうち99%を超える方々がすまいの再建を果たされるとともに、阿蘇への主要アクセスルートが全線開通するなど、熊本地震からの創造的復興が着実に進んでいます。

また、昨年7月の豪雨災害においても、被災地に対する切れ目のない強力な御支援に、厚く御礼申し上げます。本県は、「緑の流域治水」という考え方のもと、時間的緊迫性を持って治水対策を進めるとともに、被災された方々に寄り添い、誰一人取り残すことのないよう全力で取り組んでいます。

熊本地震や豪雨災害からの創造的復興が着実に進む一方で、全国的な新型コロナウイルス感染症のまん延長期化は、県民生活や県経済に深刻な打撃を与えています。このため、県民の生命と健康を第一に、感染拡大防止と地域経済や県民生活の回復という2つの目標のベストバランスを追求した取組みも進めています。

熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルスという3つの困難を乗り越え、本県が掲げる「持続可能な新しいくまもとの創造」を目指すためには、是非とも更なる国の強力な支援が必要です。引き続き熊本地震と豪雨災害からの創造的復興及び新型コロナウイルス感染症の克服に全力で取り組んで参りますので、国におかれては、次の事項について特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

令和3年10月

熊本県知事

蒲島 郁夫

熊本県議会議長

小早川 宗弘

目 次

1 「球磨川水系流域治水プロジェクト」の着実な推進	1
【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】	
2 被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援	4
【総務省、国土交通省】	
3 五木村の振興	8
【国土交通省】	
4 応急仮設住宅の供与期間の延長	10
【内閣官房、内閣府、財務省】	
5 災害救助法制度の拡充	12
【内閣府】	
6 被災者生活再建支援制度の拡充	13
【内閣府】	
7 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた特別な財政支援	15
【総務省、財務省】	
8 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備	18
【総務省、財務省、国土交通省】	
9 復興係数及び復興歩掛	21
【国土交通省】	
10 鉄道の早期復旧に向けた支援	22
【総務省、国土交通省】	
11 被災市町村の人員体制強化に向けた支援	24
【総務省】	
12 被災企業等に対する復興支援の継続	25
【総務省、経済産業省】	
13 農林水産業の復旧・復興に向けた支援	26
【総務省、財務省、農林水産省】	
14 教育環境の早期復旧	27
【総務省、文部科学省、国土交通省】	
15 観光業等に対する支援	29
【農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁】	
16 球磨川流域における送電系統整備による再エネの導入拡大	30
【経済産業省】	

1 「球磨川水系流域治水プロジェクト」の着実な推進

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

要望事項

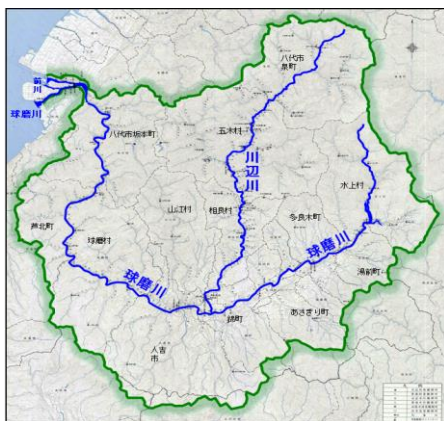
令和2年7月豪雨で激甚な災害が発生した球磨川流域において、「緑の流域治水」の理念の下、「命と環境の両立」を早期に実現できるよう、「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた国が実施する対策メニューの着実な実施及び県・市町村が実施する対策メニューへの技術的、財政的支援をお願いしたい。

また、対策メニューの実施に必要な法手続き等の速やかな実施をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況等

- 令和2年7月豪雨では記録的な降雨となり、球磨川流域では観測開始以来最高の雨量・水位を記録、河川の氾濫等により、50名の方が亡くなられたほか、家屋の流出など甚大な被害が発生。更に、国道や鉄道などの17橋梁が流出する等、地域経済に大きな打撃を与えた。
- 令和2年7月球磨川豪雨検証委員会における検証結果を踏まえ、国、県、流域市町村で構成する「球磨川流域治水協議会」は、令和3年3月に「球磨川水系流域治水プロジェクト」を策定。
- 令和2年7月洪水と同規模の洪水に対して、可能な限り浸水被害を防止する観点から、河川管理者による河川での対策を加速することに加えて、集水域、氾濫域の流域のあらゆる関係者が協働して、流域における対策を進めるとともに、被害の軽減のためにハード・ソフト一体となって取り組むこととしている。
- 河川整備基本方針検討小委員会(第114回)において、気候変動による降雨量の増加等を考慮した基本高水のピーク流量と河道・洪水調節施設への配分が示され、令和2年7月と同規模の洪水に対し、計画堤防高を上回らないものの、人吉地点から下流の大部分の区間で計画高水位は超過することが明らかとなった。
- 令和2年7月と同規模の洪水を含め、基本高水を超過する洪水に対してもさらに水位を低下できるよう、施設の運用技術の向上や、流域治水の多層的な取組みの実施を推進していく必要がある。



■浸水状況



2 現行制度及び要望内容

(1) 河川区域での対策について

- 「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた国対策メニューを着実に実施していただきたい。
- 「球磨川水系流域治水プロジェクト」の実施に必要な法手続き(河川整備基本方針の変更、河川整備計画の策定)を速やかに実施していただきたい。
- 「新たな流水型ダム」について、命と環境を守るため、「速やかな調査・検討の実施、位置・構造等の決定・公表」、「環境アセスメントの着実な実施」、「県、流域市町村、流域住民が一体となって方向性や

進捗を確認する仕組みへの協力」をお願いしたい。

- 河道掘削について、瀬、淵の再生・保全、動植物の生息・育成環境や球磨川を中心として育まれた地域の歴史・文化・景観、川下りやラフティングなど河川の利活用にも配慮した上で、最大限実施していただきたい。また、堆積土砂の撤去については、引き続き実施していただきたい。
- 「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた県対策メニューへの技術的、財政的支援をお願いしたい。
- 「市房ダム再開発」による洪水調節機能のさらなる強化に向けた体制の構築をお願いしたい。
- 施設の運用技術の向上に加え、流域治水を多層的に進めること等により、令和2年7月豪雨と同規模の洪水を含め、基本高水を超過する洪水に対してさらなる水位低下や被害最小化を図る取組みを実施していただきたい。
- 国管理区間の影響を受ける県管理区間の対策について、特に、被災者の生活再建に直結する宅地嵩上げが円滑かつ確実に進められるよう積極的な支援をお願いしたい。

(2) 集水域、氾濫域の対策について

- 「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた国対策メニューを着実に実施していただきたい。
- 整備途上の段階や基本高水を上回る洪水が発生した場合にも、浸水被害を最小化するため、氾濫シミュレーション等のリスク情報を提示するとともに、水害に強いまちづくりや避難体制の強化等の取組みを国、県、市町村、住民等で連携し、進めていただきたい。
- 「球磨川水系流域治水プロジェクト」に掲げた県、市町村対策メニューへの技術的かつ財政的支援をお願いしたい。

項目	現行制度等	要望内容
① 集水域の対策(雨水貯留・浸透施設)	事業名:流域貯留浸透事業 交付対象事業:通常の河道改修方式と比較して経済的であり、4つの要件のいずれかに該当する事業 ・ 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地を500 m ² 以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業(以下省略) 補助率:1/3	○ 支援対象の要件緩和と補助率の嵩上げによる財政的支援 ○ 整備効果の定量化等に関する技術的支援
② 集水域の対策(農林水産分野の取組み)	国庫補助事業等を活用し事業を実施	○ 農林水産分野における取組みを推進するための技術的かつ財政的支援
③ 氾濫域の対策(ソフト対策)	一部事業について特別交付税対象	○ ハザードマップ改定や住民参加型訓練、水災保険加入促進などのソフト対策を推進するための新たな支援事業創設

- ① 県・市町村における雨水貯留、浸透施設の整備への補助については、通常の河道改修方式と比較して経済的と認められる場合が前提となっている。しかしながら、県・市町村においては、球磨川の流量低減効果などの当該施設の整備効果を算定する知見が乏しく、経済的な効果比較が困難な状況。そのため、流域治水プロジェクトに位置付けられた雨水貯留、浸透施設の整備については、プロジェクトの着実な推進のため、経済的比較に関わらず補助対象とするなど支援対象事業の要件を緩和するとともに、補助率嵩上げをお願いしたい。また、整備効果の定量化等に関する技術的な支援をいただきたい。

- ② 本県における農林水産関連の取組みとして、地域と連携した「田んぼダム」や自動給排水施設を用いた「スマート田んぼダム」の実証実験に取り組んでおり、先進的な知見の提供や技術的支援、事業実施に必要な十分な予算確保等、取組みを加速化させる支援をお願いしたい。具体的には、畦畔の痩せや一筆排水柵の劣化などにより田んぼダムの取組みが出来ない水田が多いことから、農地耕作条件改善事業や多面的機能支払交付金等において、これらの課題に対する整備を可能とするとともに、農家負担軽減が図られるよう制度拡充をお願いしたい。また、流域治水と連携した森林整備の推進及び治山施設の整備により森林の有する多面的機能の持続的発揮や流木発生抑制等に向け取り組むこととしており、着実に推進するため、事業実施に必要なかつ十分な予算確保等をお願いしたい。
- ③ 整備途上における多段階リスク提供等リスクコミュニケーションを行い、住民一人一人が水害リスクを認識し、「迅速かつ的確な避難」と「被害最小化」の実現に向け、支川を含めた想定最大規模の洪水浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップ改定、防災意識醸成のための住民参加型訓練、水災保険加入促進などのソフト対策を推進するための新たな交付金事業の創設をお願いしたい。

2 被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援

【総務省、国土交通省】

要望事項

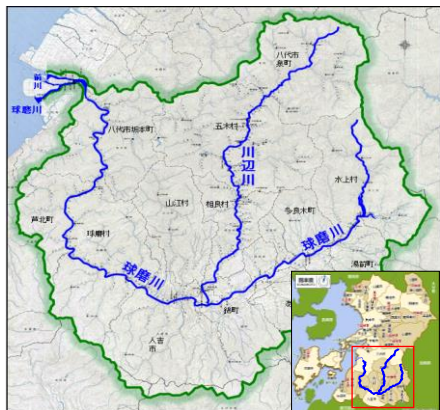
令和2年7月豪雨で激甚な災害が発生した球磨川流域の各自治体においては、本年3月に公表された球磨川水系流域治水プロジェクトや、本県の復旧・復興プラン及び各自治体の復興計画等に沿って、浸水被害を受けた地域の新たなまちづくりや集落再生に向けた取り組みが進められている。

しかし、流域治水プロジェクトが目指す、今次洪水と同規模の洪水に対して、越水による氾濫防止（人吉市の区間等）、家屋の浸水防止（中流部）など、流域における浸水被害の軽減を図るまでには相当の時間を要することが見込まれており、このままでは超高齢化、人口減少が進む当該地域の衰退が更に加速する恐れがある。

このため、当該地域における安全・安心な復興まちづくりや集落再生に向け、財政基盤が弱い各自治体が、今次洪水を踏まえたかさ上げなどの新たな宅地の整備や道路、公園・緑地などの生活インフラの整備に躊躇なく取り組めるよう、特別かつ強力な財政措置、制度の拡充を講じていただきたい。

【現状・課題等】

1 住家被害の状況 (R3.9.1現在)



■被害状況（球磨村 渡）

被害区分	世帯
全壊	1,702
大規模半壊	1,181
中規模半壊	628
半壊	1,983
準半壊	441
一部損壊	1,913

2 被災市町村の復旧・復興に向けた取り組み

- 球磨川流域における輪中堤・宅地かさ上げ対象地区・箇所数
八代市坂本町：3地区 25箇所
芦北町：1地区 10箇所 球磨村：2地区 16箇所
- ※ 対象箇所数は、球磨川水系流域治水プロジェクト策定時点の予定箇所（変更の可能性あり）。
- 復興まちづくり、集落再生等に伴う地区別懇談会の開催状況（令和3年9月末日現在）
八代市坂本町：15回 球磨村：22回 人吉市：33回 相良村：1回
- 宅地かさ上げ等に係る住民説明会開催状況
八代市坂本町：3回 球磨村：2回 芦北町：3回

3 現状及び課題

【現 状】

- ・ 被災市町村においては、昨年度策定した復興計画に沿って、被災した地区・集落単位でのより具体的な復興まちづくり計画の策定に向け、地区別懇談会を開催するなど、住民の生活再建に向けた意向等の把握を進めている。
- ・ 被災した地域は、超高齢化・人口減少が加速し、復旧・復興と次なる災害への備えを早急に実施しなければ集落等が消滅するおそれがあり、被災市町村としては、新たなまちづくりや集落再生に向けて安全・安心な宅地等を早期に整備する必要がある。
- ・ そうした中、中流部では、9月下旬から宅地かさ上げに係る住民説明会が開催され、宅地かさ上げの高さなどの基本的な考え方が示されたところ。

【課 題】

- ・ 今後、被災市町村では、様々な復興まちづくり事業のメニューの中から、各地区・集落の実情や住民の意向に沿った最適な手法の組み合わせについて検討を進めていくことになるが、治水対策による越水・浸水被害の軽減を図るまでには相当の時間を要することが見込まれている。
また、治水対策実施後であっても、今次洪水と同規模の洪水が発生した場合は、一部、計画高水位を超過し、越水による浸水被害が発生する恐れがある地域がある。そうした地域においては、治水対策後水位を念頭とした早期の宅地かさ上げ等による対策に加え、さらなるかさ上げ等を求める声がある。
さらに、八代市坂本支所周辺のような地域の経済や防災の拠点となる地区など、拠点施設等の整備が必要な地域のまちづくりに当たっては、更なる安全性を確保する観点から、治水対策後水位を超える高さまでのかさ上げが検討されている。
- ・ 流域治水プロジェクトにおける宅地かさ上げ対象地区以外の家屋については、仮住居補償金等が対象となっていないことから、流域治水プロジェクトとして宅地かさ上げを行う家屋との不公平感が生じている。
- ・ 球磨川上流部の人吉市では、緊急かつ健全な市街地の再生に向けて、被災市街地復興土地区画整理事業が進められており、今後の更なる事業の円滑な推進のため、必要な土地の先行取得を早期に進めるための支援策を求めている。
- ・ 中流部においては、平坦部が少なく山間部が急峻なことから、宅地かさ上げ等だけでなく、新たな宅地等の造成が必要となるが、時間的・制度的な制約があり、さらには多額の財政負担が見込まれことが大きな課題となっている。
- ・ さらに、今回の豪雨災害を契機に、L2 相当の浸水想定区域外の安全な場所へ移転する住民に対して個別に経費等を支援する取組を始めた市町村もあるが、財政的にせい弱なことから、住民に対して十分な支援ができないことが課題となっている。
- ・ 被災者の中には、宅地かさ上げを自力で行いたいとの意向を持っているものの、盛土材の価格高騰等により再建を躊躇する世帯が出てきていることも新たな課題の一つとなっている。

4 現行制度及び要望内容

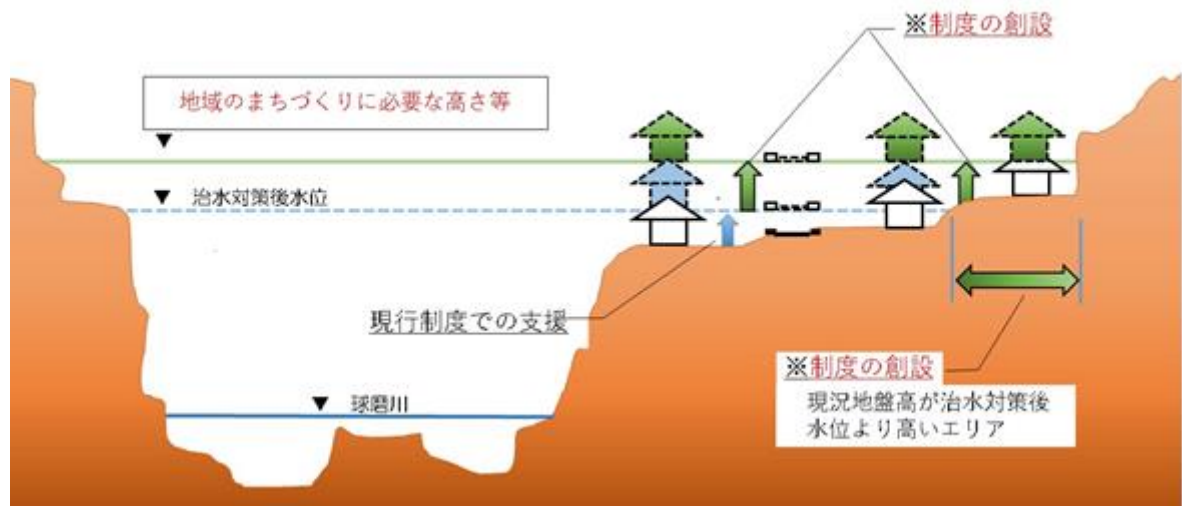
項 目	現行制度等	要望内容
①新たな宅地等の早期整備や安全な場所への移転に向けた制度の創設	現行制度なし	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水被害の軽減を図るには相当の時間を要することが見込まれる地域において、宅地かさ上げ等により一団の宅地等が整備できる制度や、住戸単位の宅地かさ上げ等により安全を確保するための制度の創設。 ○被災地区毎のまちづくりの実情を踏まえ、必要に応じて治水対策実施後水位を超える高さまでの宅地のかさ上げ等を可能とする制度の創設 ○L2相当の浸水想定区域から、個別に安全な高台等へ移転を希望する住民に対する新たな支援制度の創設。 ○地方負担の軽減のため、地方財政措置の充実
②宅地耐震化推進事業 (宅地嵩上げ安全確保事業)	・残存物件に係る支援は、建物、工作物のみが対象	○かさ上げ工事に伴い生じる費用への支援 (仮住居補償金等)
③被災市街地復興土地 区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・移転補償費の補助対象が整備する公共施設用地上の建築物 ・国庫補助1/2及び地方財政措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○熊本地震の際に認められた、連鎖的に移転が必要となる建築物も、移転補償費の交付対象として認めていただきたい。 ○地方負担の軽減のため、地方財政措置の充実
④緊急防災空地整備事業	・令和2年7月豪雨災害の被災地は、事業に必要な地区要件を満たしていない。	○熊本地震の際に認められた地区要件の緩和について、今回の豪雨災害でも認めていただきたい。
⑤都市防災総合推進事業	・国庫補助率1/2 又は1/3及び地方財政措置	○地方負担の軽減 (国庫補助率のかさ上げや地方財政措置の充実など)
⑥小規模住宅地区改良事業	・国庫補助1/2及び地方財政措置	

※補足

(要望の主旨等)

①② 今回、球磨川流域においては、流域治水プロジェクトに掲げる対策が全て実施されたことを前提とした水位を目標に、まちづくり、集落再生の検討が進められている。

しかし、全ての治水対策が実施され、浸水被害の軽減を図るまでには相当の時間を要することが見込まれているため、それまでの間においても、安全・安心な宅地の確保を検討する必要がある。また、地域コミュニティの維持のためには、宅地のかさ上げ等の対象地区と、それ以外の地区との一体的なまちづくりが不可欠であり、そうした取組みへの制度の創設及び制度の拡充が必要である。



災

また、防災集団移転促進事業等を活用した集団的移転の取組みが行われない地域においても、L2 相当の浸水想定区域から個別に移転を希望したい住民に対して移転経費等の支援を行うことにより、流域治水の氾濫域の対策の一つである、安全な場所への居住誘導の促進につながることから、新たな制度の創設等が必要である。

- ③ 熊本地震の際には、被災市街地復興土地区画整理事業の移転補償費の交付対象を拡大し、公共施設整備に伴い、連鎖的に移転が必要となる建築物の移転補償費についても交付対象としていただいたことで、益城町の土地区画整理事業において用地交渉が円滑に進み、早期の事業進捗に寄与している。今回の豪雨災害においても、人吉市の被災地において市街地整備が検討されており、熊本地震と同様に、移転補償費の交付対象拡大を認めていただきたい。
- ④ 熊本地震の際には、緊急防災空地整備事業の地区要件を緩和し、熊本地震の被災地を対象地区に認めていただいたことで、益城町の土地区画整理事業においては用地の先行買収が進み、早期の事業進捗に寄与している。今回の豪雨災害においても、人吉市の被災地において土地区画整理事業を念頭に置いた市街地整備を進める予定であり、熊本地震と同様に、今回の豪雨災害の被災地を対象地区に認めていただきたい。

(市町村からの要望等) ※ () 内の○数字は活用が想定される項目欄の番号

- ・ 八代市は、坂本地区の拠点である坂本支所周辺区域について、より安全性を確保するため、今次洪水に対する治水対策後水位より宅地地盤高を高くするかさ上げの実施を決定したことから、円滑なまちづくりの推進に向けて、財政的な支援等を要望 (①, ②, ⑤, ⑥)。
- ・ 人吉市は、中心市街地周辺の創造的復興を目指して7月21日付けで「被災市街地復興推進地域」を指定し、土地区画整理事業や都市防災総合推進事業等の実施を検討中であり、事業を円滑に進めるために必要な土地の先行取得や避難地・避難路等の整備に対する支援を要望 (①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥)。
- ・ 芦北町は、球磨川中流域における早期の宅地かさ上げ及び避難地、避難路の整備を要望 (⑤)
- ・ 相良村は、被災地域からの移転を想定した高台への宅地造成・移転を計画しており、宅地造成等に係る助成制度や浸水想定区域から移転する際の支援制度を創設したが、財政的な支援を要望 (①, ⑤, ⑥)。
- ・ 球磨村は、渡地区、一勝地地区、神瀬地区における安全な宅地の確保など、被災地の復興に向けた方向性として、復興まちづくり計画策定に向けて、宅地かさ上げや新たな宅地造成地等の実施箇所を明記するとともに、宅地造成や公共施設等の整備に対する総合的な支援を要望 (①, ②, ⑤, ⑥)

3 五木村の振興

【国土交通省】

要望事項

五木村は、これまで、村と県で共同策定した「ふるさと五木村づくり計画」に基づく取り組みや、国、県、村の三者の役割分担による生活再建基盤の整備など、ダムを前提としない村の振興に取り組んできた。

令和2年7月豪雨での激甚な災害の発生を受けて、令和3年3月に「球磨川水系流域治水プロジェクト（川辺川への新たな流水型ダム建設を含む）」が策定され、五木村は、新たな流水型ダムを前提とする村の振興に大きな不安を抱えている。

「新たな流水型ダム」を国に求めると表明した県知事は、その4日後、五木村を訪問し、村を再度困惑させることを陳謝するとともに、県五木村振興基金を10億円増額し、村の振興を後押しする方針を伝えた。今後、新たに積み増す五木村振興基金の活用を含め、できるだけ早く県から村へ、「流水型ダム」を前提とした村の新たな振興に向けた方向性を提案し、村との協議を進めることとしている。

また、今後、「球磨川水系流域治水プロジェクト」を着実に推進するためにも、村に対する国・県一体となった特段の支援が必要である。これまでの川辺川ダム建設事業及び水源地域整備計画の残事業や、村が水没予定地に整備した施設の取扱いも含め、村民の方々が末永く安心して五木村で暮らしていけるよう、五木村の生活再建の計画的かつ継続的な実施を担保することができる仕組みを構築するとともに、「流水型ダム」を前提とした村の新たな振興策の協議・検討及び実施について、国・県・村一体となって取り組みを進めていくこととしていただきたい。

また、五木村の生活再建を着実に進めるため、平成23年（2011年）6月の国、県、村による三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業に対し、引き続き、交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

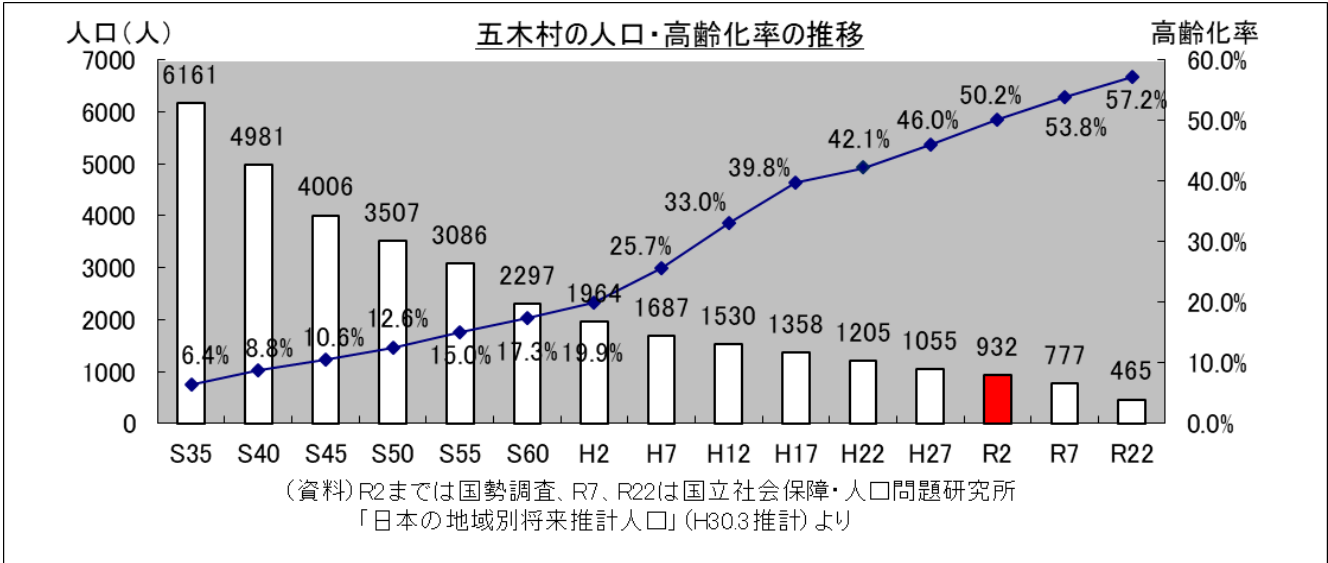
【現状・課題等】

- ダム問題に長年翻弄されてきた五木村としては、将来にわたる安定的な村づくりを強く望んでおり、今後、新たな流水型ダムを含む「球磨川水系流域治水プロジェクト」を推進するに当たっては、ダムを前提とする五木村の振興が必要。
- 五木村には、ダムを前提とする五木村の振興を検討するため流水型ダムの諸元等を早く示して欲しいとの意見や、新たな流水型ダムによる影響（水没予定地の自然環境や景観の変化等）を心配する意見がある。
- 五木村は、ダム計画発表当時から人口が約5分の1にまで減少しており、令和2年度には初めて1,000人を切った。また、高齢化率（R2:50.2%）が県内で2番目に高いことから、生活再建の取り組みは少しの遅れも許されないとの危機感を抱いている。
- このような状況の中、平成23年（2011年）6月の国、県、村による三者合意に基づき、現在も進めている県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業を着実に進めるためには、引き続き国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。

【要望内容】

- 今後、「球磨川水系流域治水プロジェクト」を着実に推進するためにも、五木村の生活再建の計画的かつ継続的な実施を担保することができる仕組みを構築するとともに、「流水型ダム」を前提とした村の新たな振興策の協議・検討及び実施について、国・県・村一体となって取り組みを進めていくこととしていただきたい。
- また、五木村の生活再建を着実に進めるため、平成 23 年（2011 年）6 月の国、県、村による三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業に対し、引き続き、交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

《参考 1》 五木村の人口・高齢化率の推移



※水没予定 489 世帯のうち、6 割を超える世帯が村外移転

※現在、ダム計画発表当時から人口が約 5 分の 1 にまで減少

※村内全集落のうち約 2/3 の集落で 65 才以上人口が 5 割超(35 集落中 22 集落) [R3.7.31 五木村指定区別人口調]

《参考 2》 R 3 年度 of 取組み

道路事業 国道 4 4 5 号整備 (社会資本整備総合交付金を活用) 事業費 100 百万円

《参考 3》 村が水没予定地に整備した施設



4 応急仮設住宅の供与期間の延長

【内閣官房、内閣府、財務省】

要望事項

- 令和2年7月豪雨における被災者のうち、応急仮設住宅に入居している被災者について、供与期間の延長をお願いしたい。また、それに伴い必要となる財源を確保いただくようお願いしたい。

【現状・課題等】

令和2年7月豪雨における被災者のうち、令和3年9月末現在で、1,521世帯、3,444人が応急仮設住宅等での生活を送っている。

災害救助法等により供与期間は2年間となっており、令和4年7月3日以降順次入居期限が到来するが、やむを得ずすまいの再建が遅れる被災者については、応急仮設住宅の供与期間の延長と、それに伴い必要となる財源を確保いただくようお願いしたい。

1 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
応急仮設住宅の供与期間の延長	災害救助法等により、供与期間の上限は2年とされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず再建が遅れる被災者につき、供与期間を延長 ・供与期間延長に伴う費用（賃貸料、リース料、維持管理費等）についての確保

(参考) 応急仮設住宅等の入居状況及び事業費

① 応急仮設住宅等の入居状況 (R3. 9. 30 現在)

区分	戸数	人数
建設型応急住宅	709	1,688
賃貸型応急住宅	653	1,461
公営住宅等	159	295
計	1,521	3,444

② 応急仮設住宅設置等費用

単位：億円

区分	令和2年度実績額	令和3年度見込額
建設型応急住宅	84.3	1.9
借上型応急住宅	4.8	8.1
計	89.1	10
財源		
内訳		
国費	44.5	5
一財	44.6	5
※国庫負担率	50%	50%

※建設型応急住宅は、建築資材の2年分のリース料、解体撤去時の解体撤去費用等も含め、令和2年度に全額前金払いで支出済み。

2 要望の詳細

住まいの再建を予定している世帯のうち、建設業者等の不足や自宅解体待ちにより自宅再建に時間を要すること、公共工事の影響により自宅再建できない状況にあること、災害公営住宅の建設や既存公営住宅の改修が未整備の状況にあること、また民間賃貸住宅の供給が不足している状況にあること等、これらやむを得ない理由により応急仮設住宅を退去できない世帯については、令和4年7月から到来する供与期間の満了後も応急仮設住宅を存続せざるを得ない状況にある。

これらの世帯について、供与期間の延長とそれに伴い必要となる財源を確保いただくようお願いしたい。

5 災害救助法制度の拡充

【内閣府】

要望事項

- 1 災害救助事務の取扱い上、大規模災害発生時には避難所の運営方法の一つとして民間団体等への業務委託を位置づけるとともに、災害救助費による措置も柔軟に行うようにしていただきたい。
- 2 災害ボランティアセンターの設置・運営・資器材等に係る経費を災害救助費の対象としていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況（令和3年10月1日現在）

- (1) 人的被害 死者：67人（うち災害関連死者2人）、行方不明者：2人、重傷者：15人
- (2) 住家被害 全壊：1,702世帯、大規模半壊：1,181世帯、中規模半壊：628世帯、半壊：1,983世帯、準半壊：441世帯、一部損壊：1,913世帯

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
1 民間団体等への避難所運営業務委託及び災害救助費による措置	民間団体等への業務委託は運営方法として基本的に想定されておらず、災害救助費による措置について個別に国に協議が必要	民間団体等への業務委託を運営方法の一つに位置付け、災害救助費による措置を柔軟に実施
2 災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る経費	設置・運営等に係る経費は災害救助費の対象外	災害ボランティアセンターに係る経費について、災害救助費の対象を拡充

3 要望の詳細

(1) 避難所運営業務委託関係

- 避難所の運営に関して、国からは、地方自治体職員の業務従事に加え、被災者等による「自主的運営」の考え方が示されている。
- しかし、大規模災害が発生した場合、避難所によっては高齢者や要配慮者が多い場合もあり、全ての避難所で自主的運営を図ることは難しい。また、他自治体職員の応援派遣についても、基本的には短期間の派遣が前提であり、避難所運営が長期化した場合には人員充足が困難となる。
- 令和2年7月豪雨では、本県球磨村が、民間団体に避難所運営を業務委託した事例があり、大規模災害発生時に円滑な避難所運営を図る観点からは、災害救助事務の取扱い上、民間団体等への業務委託を避難所運営方法の一つに位置付け、災害救助費による措置も柔軟に行うようにしていただきたい。

(2) 災害ボランティアセンターに係る経費関係

- 令和2年8月28日付け内閣府事務連絡により、災害ボランティアセンターに係る人件費や旅費の一部が災害救助費の対象とされたが、災害ボランティアセンターの拠点設置経費やボランティアを送迎する車両の借上費、什器・消耗品の購入費等は対象外とされている。
- 円滑なボランティア活動の実施のためにも、センターに係る経費全般を災害救助費の対象としていただきたい。

6 被災者生活再建支援制度の拡充

【内閣府】

要望事項

- 被災者生活再建支援制度について、中規模半壊世帯の支給額を増額するとともに、半壊世帯や床上浸水世帯についても支給対象としていただきたい。

【現状・課題等】

1 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
被災者生活再建支援制度の拡充	全壊～中規模半壊まで対象	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模半壊世帯の支給額の増額 ・半壊世帯の支給対象への追加 ・準半壊及び一部損壊世帯のうち、床上浸水世帯の支給対象への追加

2 住家被害の状況（令和3年10月1日現在）

全壊：1,702世帯、大規模半壊：1,181世帯、中規模半壊：628世帯、半壊：1,983世帯、準半壊：441世帯、一部損壊：1,913世帯

3 罹災区分ごとの補修費の自己負担率（R3.7.9時点）

令和2年7月豪雨の被災者のうち、再建方法を「補修」とした世帯について、被災者生活再建支援金及び応急修理の申請データから罹災区分ごとの補修費平均を集計し、被災者生活再建支援金と応急修理に対する支援額に照らして自己負担率を算出したところ、結果は以下のとおりであった。

区分	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊
集計件数	1,193件	308件	281件	300件
補修費平均(A)※	1,459,000円	3,844,000円	4,392,000円	5,821,000円
基礎支援金			500,000円	1,000,000円
加算支援金		500,000円	1,000,000円	1,000,000円
応急修理制度	595,000円	595,000円	595,000円	595,000円
計(B)	595,000円	1,095,000円	2,095,000円	2,595,000円
自己負担額(C=A-B)	864,000円	2,749,000円	2,297,000円	3,226,000円
自己負担率(C/A)	59.2%	71.5%	52.3%	55.4%

※千円未満四捨五入

- 中規模半壊世帯について、現状は加算支援金のみの支給であり、かつ、支給額も全壊・大規模半壊世帯の半額であることから、補修費に対する自己負担率が特に大きい状況。中規模半壊世帯の円滑な住まいの再建が行われるよう、中規模半壊世帯への支給額を増額していただきたい。

- また、従前の半壊世帯のうち、中規模半壊と判定されたのは約24%であり、多数の半壊世帯が相当の自己負担を余儀なくされている。また、自己負担率を見ても、全壊及び大規模半壊に比べ、高い水準にあることから、半壊世帯についても支援金の支給対象としていただきたい。

- さらに、豪雨災害では、浸水が床上まで及んだ場合でも、住家の構造が非木造であったために半壊未満と判定され、公的支援の対象とならない（または少額の支援となる）準半壊世帯や一部損壊世帯も多いが、これらの世帯も電化製品等の家財が被害を受けるなど、生活再建のための負担がより大きくなっている。そのため、準半壊及び一部損壊世帯のうち、床上浸水世帯についても支援金の支給対象としていただきたい。

7 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた特別な財政支援

【総務省、財務省】

要望事項

県及び被災市町村が、引き続き令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向けた取組みを着実に実施できるよう、地方の財政負担の最小化と中期的な財源確保のための特別な財政支援をお願いしたい。

特に、本県の「復旧・復興プラン」に掲げる安全・安心な復興まちづくりに向けた事業への国庫補助制度の補助率嵩上げや地方財政措置の拡充、さらに国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対応するため、単独で実施する事業への特別交付税措置等をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 現状・課題等

- 本県では、令和2年7月の豪雨災害により、多くの尊い命が失われるなど甚大な被害が発生し、現在、一日も早い被災地の復旧・復興に全庁を挙げて取り組んでいる。熊本地震、新型コロナウイルス、豪雨災害と、トリプルパンチに見舞われている状況。
- 県では、災害発生直後から災害救助活動、公共土木施設等の復旧、漂流・漂着物の撤去や、鉄道の被災に伴う通学者支援など、応急復旧等に取り組むとともに、被災市町村に対しては国庫補助対象外となる家屋内の土砂撤去への補助など、積極的に支援してきている。
- そうした中、国庫補助の嵩上げや拡充、手厚い地方財政措置について御配慮をいただき、県負担の最小化が図られる見込みだが、今後、熊本地震関連事業に係る県債の償還が本格化するとともに、豪雨災害関連事業に係る県債の償還も増加。さらに、新型コロナウイルス感染拡大による県経済や税収への影響も不透明である。
- 被災市町村では、災害関連事業の実施が本格化しており、新型コロナウイルスの影響もある中、財政基盤が脆弱な市町村であっても復旧・復興に取り組めるよう、財源を確保する必要がある。

2 現行制度及び要望内容

国庫補助制度の創設、拡充及び補助率の嵩上げに関しては、個別に要望(別途掲載)としているため、連動する共通的な地方財政措置を中心に、以下のとおり整理。

- ① 球磨川流域における被災の大きさに鑑み、既存の国庫補助制度では、弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対応するため、別途特別交付税で措置された復興基金を財源とした熊本地震復興基金事業を参考に、単独事業として各種支援策を実施することとしている。県及び被災市町村では財政負担が大きいと、特別交付税において特段の配慮をいただきたい。

(主な事業)

被災宅地復旧支援事業、住宅再建支援事業、農地等農業者生活支援事業、地域水道支援事業、農家の自立復旧支援事業 など

- ② 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされており、財政的な負担が極めて大きく、地方債が充当できないため、単年度の負担が大きい。そのため、復旧費が多額となる可能性が高いことを念頭に、国庫補助の更なる充実及び鉄道軌道整備法の改正等による地方債の特例適用の実現に向けて御配慮いただきたい（「鉄道の早急復旧に向けた支援について」で再掲）。
- ③ 鉄道の被災に伴う代替バス運行による通学支援については、令和2年7月4日から令和3年1月3日（発災から6ヶ月）の間については代替バスを運行委託する鉄道事業者に対する国庫補助や特別交付税支援措置をいただいております。発災から6ヶ月以降についても支援措置をいただいております。しかしながら、甚大な被害を受けた鉄道の復旧には複数年を要すると見込まれるため、国庫補助に係る拡充・予算確保とともに、特別交付税を確実に措置していただきたい（「鉄道の早急復旧に向けた支援」、「教育環境の早期復旧」で再掲）。
- ④ 被災した農業者が、農業用ハウスの再建等に際して、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」を措置いただくとともに、地方が上乘せ補助する場合には、負担軽減のため7割を特別交付税で措置いただいているが、復旧に時間を要することが想定されるため、令和3年度以降においても、所要額について、特別交付税を確実に措置していただきたい（「農林水産業の復旧・復興に向けた支援について」で再掲）。
- ⑤ 令和2年11月に策定した「復旧・復興プラン」に掲げる安全・安心な復興まちづくりに向けて、被災自治体が躊躇なく事業を実施できるよう国庫補助制度の創設や更なる拡充、補助率高上げ、地方財政措置の拡充をお願いしたい（「被災地域の新たなまちづくりと集落再生に向けた支援」で再掲）。
- ⑥ 被災した多くの企業・事業者の生業再建を支援するための「なりわい再建支援補助金」については、公共事業の影響等、被災事業者の責に寄らない事情により令和4年度以降の申請となる被災事業者にも対応できる予算の確保とともに、地方負担に対する災害対策債（充当率100%、元利償還に対する交付税措置率95%）発行を継続いただきたい（「被災企業等に対する復興支援の継続」で再掲）。
- ⑦ 球磨村において令和2年国勢調査人口等が大幅に少なくなっており（H27国勢調査からの減少率全国1位）、地方交付税の減額が見込まれるが、これは住民が一時的に当該市町村の区域外へ避難した事情によるものであるため、行政需要の実態に見合うものとなるよう確実な地方財政措置をお願いしたい。
- ⑧ 洪水浸水想定区域内等にある、地域防災計画上必要な消防署等の移転又は高上げによる現地建替については、緊急防災・減災事業債の対象とされているが、消防本部の建て替えや移転の場合の旧建物の解体費等は対象とならないことから、財政基盤が脆弱な被災自治体が地域の復旧・復興事業に躊躇なく取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の拡充をお願いしたい。

項 目	現行制度等	要望内容
①国庫補助の隘路となるニーズを単独事業で実施する場合の財政支援措置	—	特別交付税などによる地方財政支援措置の拡充
②鉄道復旧への地方債の特例	特別交付税措置(5割)	鉄道軌道整備法の改正等による地方債の特例の適用
③県が実施する通学支援に対する財政支援措置	特別交付税措置(5割) ※R2. 7. 4~R3. 1. 3(発災から6ヶ月)	特別交付税措置の確実な措置
④翌年度に繰り越しで実施する事業への確実な特別交付税措置	【令和2年7月豪雨の特例】 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 → 特別交付税措置(7割)	特別交付税措置(7割)の確実な措置
⑤安全・安心な復興まちづくりに向けた事業への財政支援措置	—	国の補助制度に連動した地方財政支援措置の拡充
⑥災害対策債(100-95)発行の継続	【令和2年7月豪雨の特例】 なりわい再建支援補助金→発行	被災事業者の責に寄らない事情に伴う令和4年度以降の発行の継続
⑦球磨村の国調人口の急減に対する確実な地方財政措置	—	確実な地方財政措置
⑧被災消防庁舎の建替等に対する緊急防災・減災事業債の拡充	消防本部機能や、移転時の旧建物の解体費 → 緊急防災・減災事業の対象外	緊急防災・減災事業債の拡充(対象範囲拡大)

8 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備

【総務省、財務省、国土交通省】

要望事項

- 1 被災地の迅速な復旧・復興のためのインフラ整備（公共土木施設等の災害復旧等）に係る予算の総額確保をお願いしたい。
- 2 被災した地域の早期の復旧・復興に向け、直轄代行による球磨川に架かる橋梁 10 橋並びに球磨川両岸の国道・県道・市町道約 100 kmの道路嵩上げを含む強靱で信頼性のある道路災害復旧事業並びに球磨川中流域 9 支川の河川災害復旧事業の一日も早い完成をお願いしたい。
- 3 災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国（地方整備局等）の人員体制の充実・強化を図っていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

- 本県では、令和2年7月3日から4日にかけて広範囲に降った大量の雨が球磨川に流れ込み、大氾濫を引き起こし、道路の寸断、橋梁が流出するなど県南地域をはじめとする地域で、甚大な被害をもたらした。

河川、道路、砂防、港湾、海岸、下水道、都市公園といった公共土木施設等が約 3,800 箇所以上と広範囲に被災し、被害額は約 1,500 億円に及んでいる。

また、球磨川に沿う国道 219 号、県道人吉水俣線等の道路決壊や、球磨川を渡河する橋梁 10 橋の流出による道路交通遮断及び中流域の 9 支川の河道の閉塞や河岸の損壊など、甚大かつ広範囲な被害が発生した。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
① インフラ整備（公共土木施設等の災害復旧等）の予算の総額確保	—	予算の総額確保
② 【国の権限代行業業】 ・橋梁災害復旧事業（10橋） ・道路災害復旧事業 （国道219号、県道人吉水俣線 他） ・球磨川中流部支川（9支川）	—	道路嵩上げを含む強靱で信頼性のある道路災害復旧事業並びに河川災害復旧事業の一日も早い完成
③ 国（地方整備局等）の人員体制	—	人員体制の充実・強化

- ① 令和2年7月豪雨による公共土木施設等の被害については、国において、県市町村（※直轄権限代行分及び熊本市分は含まない）の合計で3,620箇所、約812億円の災害復旧事業の決定、また、佐敷川水系や関川の災害復旧助成事業など計20箇所、約120億円の改良復旧事業の採択をいただいた。更に、災害復旧事業の施行にあたり、補助率の嵩上げや、過年の充当率を現年と同率に拡充するといった財政的な支援措置もいただいた。

今後、復旧事業等が本格化していく。復旧・復興を真に実現するためには、被災地域の経済を支え、観光地域へのアクセスを強化する道路整備や、被災地域の安全安心を確保する河川管理施設等のインフラ整備が不可欠である。そのため、迅速な復旧・復興に必要な予算の総額確保をお願いしたい。

- ② 令和2年7月豪雨で被災した球磨川に架かる橋梁 10 橋並びに球磨川兩岸の国道・県道・市町道約 100 kmについては、国において、いち早く道路法に基づく直轄権限代行事業として復旧事業に取り組むことを決定いただき、復旧工事にご尽力いただいている。

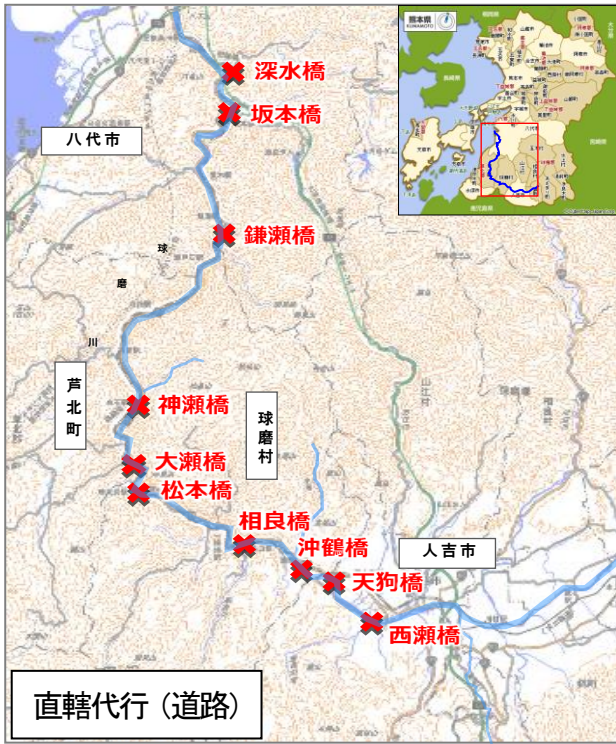
令和3年5月末までに仮橋4設置工事が完了したことで通学や生活道路としての機能が回復し、さらに令和3年7月末には、大野大橋から人吉市までの国道219号の一般車両の通行が可能となり、人吉方面と芦北方面をつなぐ道路ネットワークが確保されるなど着実に復旧が進んでいる。

球磨川に架かる橋梁並びに兩岸の道路は、地域住民の重要な生活道路であるとともに、物流や観光産業を支える重要な道路であるため、道路嵩上げを含む強靱で信頼性のある復旧と1日も早い完成をお願いしたい。

また、球磨川中流域の9支川については、5月末までに約20万m³の土砂掘削を完了し、二次災害の防止に迅速に対応していただいたことに加え、被災施設の復旧については、約140箇所のうち、約90箇所に着手いただくなど、流域住民の安全安心の確保に迅速に対応していただいたところである。引き続き、被災前の河道確保や被災施設の復旧を実施していただいております。1日も早い完成をお願いしたい。

- ③ 国土交通省においては、全国各地で大規模災害が頻発し、人員体制が厳しいにもかかわらず、令和3年度から八代復興事務所を設置し、職員53人を配置していただいた。

今後も全国的に大規模な災害発生が想定される中、災害時の現場対応や我々地方自治体の支援に大きな役割を担う、国土交通省職員の人員体制の充実・強化を図っていただきたい。



■川内川（球磨村）の護岸の復旧状況



■被災した橋梁の仮橋による復旧状況



鎌瀬橋（八代市）R3.5.28 通行可



坂本橋（八代市）R3.5.28 通行可

9 復興係数及び復興歩掛

【国土交通省】

要望事項

復旧・復興工事が本格化するなか、工事を迅速かつ確実に進めるため、適切な工事価格となるよう、県下全域の復興係数及び復興歩掛の継続と県南地域（八代・芦北・球磨）の調達環境の変化に応じた特段の支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 現在の状況

○ 被害状況、早期復旧の必要性

- ・令和2年7月豪雨災害では、死者65名、行方不明者2名という惨事を被り、熊本地震と同規模の甚大な被害が発生した。
- ・令和2年7月豪雨災害により、応急仮設住宅等への入居者数は未だ1,500世帯（9月末時点）を超えており、早期の生活再建のためには、道路等のインフラの復旧が急務である。

○ 県南地域（八代・芦北・球磨）の現場状況

- ・現場作業員や特殊運転手などの建設労働者等の確保が困難になっている。また、重要な幹線道路等において迂回路経由や片側交互通行などの交通規制により建設資機材の運搬やダンプトラック等の通行に支障をきたしている。
- ・今回の被災地域においては、山間部の狭隘道路において多くの災害が発生しており、至る所で工事用車両等のすれ違い時の徐行や停車が生じている。
- ・このことから、現場の作業効率が低下し、施工に要する経費の増大を余儀なくされている。
- ・国、県、市町村工事の本格化に伴い、更に不調・不落が増加することが懸念されるため、県ではその状況を注視しながら、引き続き対策を講じていくこととしている。



国道219号 現場
片側交互通行箇所の信号待ち状況



球磨林井道 渡大瀬線
狭隘な道路状況



球磨林井道 神橋大岩線

2 現行制度及び要望内容

○ 熊本地震と令和2年7月豪雨との比較

		<H29.2.1～導入> 熊本地震	<H29.11.1～嵩上げ> 熊本地震	<R3.4.1～> 令和2年7月豪雨	（今回要望） 令和2年7月豪雨
復興係数 間接工事費 を補正	対象工程	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	補正係数	共通仮設費 1.1(県内)	共通仮設費 1.4(阿蘇・上益城) 1.1(その他県内)	共通仮設費 1.1(県内)	共通仮設費 1.4※(県南地域(八代・芦北・球磨)) 1.1(その他県内)
	現場管理費	1.1(県内)	1.1(県内)	1.1(県内)	1.1(県内)
復興歩掛 歩掛の日当たり 標準作業量を補正	対象工程	土工	土工	土工	土工
	対象地域	熊本県内	熊本県内	熊本県内	熊本県内
	補正率	土工:標準作業量を20%低減	土工:標準作業量を20%低減	土工:標準作業量を20%低減	土工:標準作業量を20%低減

※ 熊本地震と同規模の被害のため

3 要望の詳細

- ・県南地域（八代・芦北・球磨）における復旧・復興工事の本格化に伴い、調達環境の変化による更なる現場の作業効率の低下が懸念される。
- ・このため、県南地域の調達環境の今後の変化に応じ、特段の支援をお願いしたい。

10 鉄道の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

要望事項

- 1 被災したJR肥薩線及びくま川鉄道の復旧及び部分運行再開に対する支援及び必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助においては、地方負担が前提とされ財政的な負担が極めて大きいことから、国庫補助の更なる充実や同法の改正等による地方負担への地方債の特例の適用など財政支援の拡充をお願いしたい。
- 3 くま川鉄道不通区間の代替輸送に関し、鉄道事業者の負担の最小化を図るため、代替バス運行経費に対応した財政的支援の継続・拡充をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

○JR肥薩線

- ・被災件数 450件
- ・鎌瀬駅～瀬戸石駅間 球磨川第一橋梁（L＝205m）流出
- ・那良口駅～渡駅間 第二球磨川橋梁（L＝179m）流出
- ・鎌瀬駅～渡駅間で数多くの土砂流入・道床流出等が発生

○くま川鉄道 55件

- ・人吉温泉駅（土砂流入、線路冠水、車両浸水）
- ・球磨川第四橋梁（L＝322m）流失（川村駅～肥後西村駅間）
- ・川村駅（土砂流入、道床流出）複数の箇所土砂流入

代替輸送の実施状況

- ・くま川鉄道：上下各6～7本（平日）、大型バス10台・小型バス3台運行。
令和2年7月20日運行開始（当面の間） 沿線4校・約850名の生徒利用

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
①被災した鉄道の復旧に対する支援	—	復旧に向けた技術的支援及び財政的支援
②鉄道軌道整備法に基づく民間鉄道復旧補助に係る地方負担	非適債 特別交付税措置50%	地方債の適用などの財政支援拡充
③代替バス運行経費への補助	R2.7.4～R3.1.3 「被災地域鉄道線代替輸送事業」（1/3補助） R3.1.4～ 「地域公共交通確保維持改善事業（フェイダー系補助）」	国庫補助等の財政支援の継続・拡充

- ① JR肥薩線については、JR九州が復旧方針等について検討を行っているが、復旧費用は100億円を超えJR九州発足以来最大の被害であり、鉄道事業者単独での復旧は困難と見込まれることから、国を挙げた全面的な支援が必要である。

くま川鉄道については、鉄道としての復旧を目指すことを決定し、R2.12月に「くま川鉄道再

生協議会」を設立した。R3. 3月の第2回協議会において、上下分離方式の決定や復旧費用の負担割合を協議し、R3. 11月頃の部分運行再開も決定された。今後本格的な復旧工事に着手する橋梁の復旧には多額の費用が見込まれることから、復旧に向けての技術的支援及び財政的支援が必要である。

○上下分離方式の概要

- ・上下分離後の鉄道施設等の保有主体・・・県と地元10市町村で構成する新法人
- ・上下分離の範囲・・・全線保有（人吉温泉～湯前駅間の全区間において上下分離を実施）

○災害復旧事業費負担割合

「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業」の地方自治体分の負担割合について、熊本県と地元10市町村が1：1の割合で負担することを決定

【国 1/2】	【地方自治体 1/2】	
	県 1/4	地元10市町村 1/4

○部分運行について

車両数：3両

区間：「肥後西村～湯前駅間」（延長18.9km）※全線24.8km

再開時期：「令和3年11月頃」の再開を目指す

○橋梁撤去状況

時期出水期（R3. 5月末）までに撤去完了済。



写真：流失した「球磨川第4橋梁（橋桁等）」の撤去完了

② JR九州への災害復旧費補助については、地方負担が前提とされているが、地方財政法第5条により起債の発行が認められていない。そのため多額の一般財源が必要となるが、特別交付税措置が50%であるため、財政負担が極めて大きい。

③ R2. 7. 4～R3. 1. 3（6カ月）の期間においては「被災地域鉄道路線代替輸送事業」（0. 5億円）での支援を受けたが、R3. 1月からは「地域公共交通確保維持改善事業」（支援額未定）での対応となっている。

くま川鉄道の復旧には複数年見込まれることから、次年度以降も代替バス運行を継続する見込みであり、引き続き運行経費に対する十分な財政的支援が必要であるが、「地域公共交通確保維持改善事業」における基準単価は実態と大きく乖離しており、財政負担が大きい。

11 被災市町村の人員体制強化に向けた支援

【総務省】

要望事項

役場機能が毀損した球磨村をはじめとする被災市町村の再生に向け、人員体制強化のため、引き続き人的支援等を講じていただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況等

○ 復旧・復興には相当な期間と多額の経費を要し、特に小規模市町村においては、その影響が甚大であるため、県では職員派遣等による継続的な支援を行うこととしている。

さらに、県内市町村や九州地方知事会から応援職員の派遣が決定ないし予定されているものの、県内外で発生している大規模災害対応等のため、土木技術職員をはじめとした応援職員の確保が困難な状況となっている。

(主な被災地における被害額・技術職員数)

被災市町村	公共土木施設被害額(※1)	技術職員数(※2)
球磨村	28,074百万円	2人
芦北町	26,183百万円	4人
人吉市	16,918百万円	19人

(※1) 令和3年3月熊本県土木部資料(令和2年度災害報告資料)より

(※2) 土木部門における係長以下の職員数(熊本県市町村課聞取り)

(被災地における令和3年度中長期応援職員派遣の状況(令和3年6月1日時点)) (人)

被災市町村	要望数	派遣数	被災市町村	要望数	派遣数
八代市	10	3	湯前町	1	—
人吉市	28	23	相良村	1	—
小国町	4	2	五木村	5	—
芦北町	11	9	山江村	4	1
津奈木町	2	—	球磨村	31	24
錦町	4	—	計	101	62

・要望数は被災市町村による業務の見直し等により減少する可能性がある。

・未充足については、各自治体において任期付職員採用等による対応を予定している。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
被災市町村の人員体制強化	要望数：101人 派遣数：62人	中長期の人的支援

○ 国においては、令和2年度から施行された「復旧・復興支援技術職員派遣制度」などにより順次応援職員の派遣をいただいているところであるが、早急な復旧・復興のためには、さらなる職員の確保が必要であるため、引き続き中長期の人的支援等をお願いする。

○ 令和4年度の要望数、派遣数については、被災市町村等に照会中(11月下旬確定見込)。

12 被災企業等に対する復興支援の継続

【総務省、経済産業省】

要望事項

「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」について、次年度以降の申請にも対応できる予算を確保し、事業の継続をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

県南地域を中心に県内全域で推計約2,400社を超える事業者が被災しており、その甚大な被害からの復旧・復興を後押しするためには、最後まで強力な支援が必要である。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
なりわい再建支援補助金の継続	なりわい再建支援補助金 R2予算措置(県) 240億円	次年度以降の申請にも対応できる予算を確保し、事業の継続をお願いしたい
なりわい再建資金利子補給事業	R2年度第3次補正予算 0.5億円	

3 要望の詳細

令和2年7月豪雨により被災した多くの事業者にとって、「なりわい再建支援補助金」及び「なりわい再建資金利子補給事業」は、被災した事業者はもとより、被災地域経済の復旧・復興にとって、極めて有効な国庫補助制度である。

しかし、これらの補助制度の申請を予定している被災事業者の中には、公共工事の影響など本人の責によらない、やむを得ない事情によって復旧工事に取りかかれない事業者が存在することから、補助金申請が令和4年度以降となる被災事業者のために、最後まで必要な予算を確保し、事業の継続をお願いしたい。

13 農林水産業の復旧・復興に向けた支援

【総務省、財務省、農林水産省】

要望事項

令和2年7月豪雨からの農林水産業の早期復旧・復興に向けて、措置いただいた予算を活用し、農林水産基盤の復旧・復興に向け全力で取り組んでいるが、来年度以降も事業に取り組む必要があるため、所要額の確保をお願いしたい。

また、生活基盤を含む甚大な被害からの復旧・復興を進めるには一定の期間を要するため、状況に応じた柔軟な事業実施について配慮をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

令和2年7月豪雨による農林水産業への被害額は、約1,019億円にも及ぶ状況であり、国から措置いただいた支援策を活用し、官民一体となって迅速な復旧に向けて全力で取り組んでいる。

【主な被害】

- 園芸施設等 133 箇所(1.9 億円)、農舎・畜舎等 94 箇所(5.8 億円)
農業用機械 1,771 件 (34.6 億円)
- 田・畑への土砂流入 11,023 箇所(203.9 億円)、
農道及び水路等の損壊 4,166 箇所(200.2 億円)
- 山地崩壊 788 箇所(332.3 億円)、林道法面崩壊等 3,405 箇所(124.7 億円)
林産施設 35 箇所(11.6 億円)

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
農林水産基盤の復旧・復興に必要な予算確保	—	農林水産基盤の復旧・復興にかかる令和4年度以降の所要額の確保 復旧・復興の中長期化が想定される中、状況に応じた柔軟な事業実施への配慮

3 要望の詳細

令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向け、本県では官民一体となって全力で取り組んでいるが、令和4年度以降も、継続して事業に取り組む必要があるため、令和3年度補正予算や令和4年度当初予算等において、復旧・復興に必要な十分な予算の確保等をお願いするもの。

また、道路、橋梁、鉄道や多数の家屋など生活基盤を含む甚大な被害からの復旧・復興にあたっては、事業の集中に伴う労働者や資機材の不足等が見込まれる。現場条件に即した設計・積算等による、不調不落の抑制に取り組んでいるが、不測の事態が生じる可能性がある。また、流域全体の治水対策の検討の方向性によっては、事業の変更等を検討する可能性もある等、復旧・復興に向け一定の期間を要することから、状況に応じて事業の繰越等、柔軟な事業実施について配慮をお願いするもの。

14 教育環境の早期復旧

【総務省、文部科学省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 学校施設の安全安心な復旧に向けた支援
危険な地域にある学校施設（球磨村立渡小学校）の復旧に関し、今後の災害から児童生徒の命を守るため、移転改築による復旧を認めていただきたい。
- 2 鉄道の被災に伴う県の通学支援への財政支援について
県が実施する通学支援について、財政負担が極めて大きいことから、国庫補助の充実等による財政支援の継続・拡充をお願いしたい。
- 3 奨学金の返還免除による経済的な支援
国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）において、熊本地震と同様に、返還免除を可能としていただきたい。

【現状・課題等】

1 現在の状況及び要望内容

1 学校施設の安全安心な復旧に向けた支援

球磨村立渡小学校は、校舎1階天井を超える甚大な浸水被害を受けた。また、地域一帯が大規模な浸水被害を受けたため、浸水想定区域レベル2の浸水高にも対応できるよう、現地復旧ではなく高台にある球磨村総合運動公園周辺へ移転する方針である。渡小学校の具体的な復旧方法（再建）は、球磨村小中学校再編計画検討委員会で、今後検討していくこととしており、現時点で未定である。当地は今後もこのような大規模災害が再発する可能性がある危険な地域であり、児童生徒の命を守るためには、移転改築による復旧が必要不可欠である。そのため、公立学校施設災害復旧費負担法第5条の原形復旧の移転改築による復旧を認めていただきたい。

2 鉄道の被災に伴う県の通学支援への財政支援

県が実施する通学支援については、令和2年7月4日から令和3年1月3日（発災から6ヶ月）は、代替バスを運行委託する鉄道事業者に対する国庫補助や特別交付税による財政支援措置をいただいたものの、発災から6ヶ月以降は、代替バスを運行するバス事業者への国庫補助となっている。当該補助における基準単価は実態と大きく乖離しており、県の財政負担が大きいため、基準単価の見直し又は、従前の鉄道事業者に対する補助制度へ戻すなど国庫補助の拡充をお願いしたい。

(1) 鉄道不通区間での代替輸送・通学支援の状況

○運休により通学に影響を受ける県立高等学校等生徒数：14校・約900名

※運休区間における代替輸送の実施状況

- ・くま川鉄道：人吉・湯前地区上7本、下6本（平日）、大型バス10台・小型バス2台運行
上下各5本（土曜）大型バス6台・小型バス3台運行

令和2年7月20日運行開始

- ・JR肥薩線：八代地区上下各5本・人吉地区上下各2本（平日）、タクシー各2台運行

令和2年9月10日運行開始

（※肥薩おれんじ鉄道は、R2年11月に全面復旧）

(2) 県の通学支援の内容（R3当初予算額：464百万円）

- くま川鉄道が行う代替輸送バスの運行経費に対する助成（予算額：446 百万円）
- J R肥薩線の運休区間でJ Rが運行する代替輸送タクシーに乗り継ぐための通学タクシー及び高速バス利用運賃への運賃助成を実施する保護者団体への補助
(予算額：17 百万円)
- くま川鉄道の代替バスを授業終了後に利用できない定時制高校生生徒のための帰宅用タクシー運行
(予算額：1 百万円)

3 奨学金の返還免除による経済的な支援

現行の国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）における奨学金事業は、熊本地震の際とは異なり、原則返還金を免除することができない。

県下全域に被害をもたらした熊本地震に比べ、令和2年7月豪雨は人吉・球磨等の特定の地域に被害が集中しており、全体の被災状況に差はあるものの、熊本地震と同様に、被災により経済的に困窮した世帯への支援は必要である。特に、経済的な困窮を理由に高校生等が修学の機会を断念することがないように、将来的な負担のない返還免除による支援は重要と考える。

国の被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）において、熊本地震と同様に、返還免除を可能としていただきたい。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
学校施設（球磨村立渡小学校）の復旧方法の認定	原則原形復旧	移転改築による復旧の認定
県が実施する通学支援に対する財政支援措置	代替バスを運行するバス事業者へ補助対象経費（国基準による算定）の1/2以内 ※国基準単価が実態と大きく乖離	国庫補助等の財政的支援の継続・拡充
被災児童生徒の就学支援（奨学金事業）	原則、国に奨学金の返還が必要（国負担割合2/3分）	熊本地震と同様に、国への返還を免除

15 観光業等に対する支援

【農林水産省、経済産業省、中小企業庁、観光庁】

要望事項

本県の基幹産業の一つであり、熊本地震後の新型コロナ禍の中で、既に甚大な影響を受けている観光業等が事業継続できるよう、Go To キャンペーンにおいて、被災地域向けの特別枠を設けるとともに、事業終了後に「ふっこう割」等の特別キャンペーンを復旧状況に応じて実施するなど、被災地域に特化した需要喚起策等の財政支援を講じていただきたい。（なお、Go To Travel については、昨年7月に決定されたパッケージ支援において、「被災地向け施策等を通じ、需要回復・復興を強力に後押しする」と盛り込んでいただいたところ）

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

本県観光をけん引してきた県南地域・阿蘇地域では、コロナ禍で多大な影響を受け、何とか雇用も維持してきた中、県の宿泊割引施策や国の Go To Travel キャンペーン等により失われた需要を取り戻そうと関係者の機運が高まっていたところ。

こうした中、令和2年7月豪雨による浸水や施設流出等で街全体に甚大な被害が出たことにより、飲食業者、イベント事業者や商店街など観光に携わる関係事業者が受けた物理的・心理的ダメージは極めて大きく、廃業の瀬戸際にある事業者も多いと認識。

さらに、県南地域では、道路や鉄道の橋梁が多数流出するなど復旧には時間を要することから、観光地として不利なアクセス環境の長期化が懸念。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度（課題）	要望内容
① Go To Travel事業	・被害の大きかった県南地域の宿泊施設や観光事業者については、復旧に時間を要する	・事業終了後に被災地向け「ふっこう割」等の需要喚起策を復旧状況に応じて実施。
② Go To Event事業	・被害の大きかった人吉・球磨地域の魅力の一つである川下りやラフティング事業者の復旧に時間を要する	・被災地域向け特別枠の創設及び事業終了後の復旧状況に応じた需要喚起策の実施。
③ Go To 商店街事業	・被災地域の商店街については、施設等の復旧段階にあり、現状ではイベント等により集客を図ることは困難	

3 要望の詳細

- (1) 被災地域向けの特別枠の創設（②Go To Event、③Go To 商店街）
- (2) 事業終了後の復旧状況に応じた需要喚起策（ふっこう割等）の実施（①～③全て）

16 球磨川流域における送電系統整備による再エネの導入拡大

【経済産業省】

要望事項

令和2年7月豪雨で被災した球磨川流域における復旧・復興にあたり、本県で構想している「くまもと版グリーン・ニューディール」の考え方に基づく再生可能エネルギーの発電施設導入促進を目指しており、そのためには同地域の送電系統に再エネを接続しやすくすることが必要である。

そこで、今年4月に施行された改正電気事業法や9月に出された「電力ネットワークの次世代化に向けた中間とりまとめ」に基づいて、プッシュ型の「ローカル・配電系統の整備計画」を立案するにあたっては、復興に向けた大きな力となるよう、優先的に球磨川流域における送電網の増強・新設がなされるよう特段の配慮をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 地域の状況

本県は、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランにおいて、「再生可能エネルギーの導入推進によるゼロカーボン先進地の創出」を掲げ、また、「第2次熊本県総合エネルギー計画」においても、「くまもと版グリーン・ニューディール」として、球磨川流域固有のバイオマス、小水力、風力等の自然資源を活用した再エネ推進に取り組むことを検討している。

また、球磨川流域は、風況が良く、県内でも有数の風力発電のポテンシャルが高い地域であることから（参考資料1）、現在、風力発電施設の整備計画が4件構想されている。中小水力やバイオマス等の発電ポテンシャルも同様に高い。一方、本地域の送電系統はもともと容量が小さく、ノンファーム型接続*を前提に接続可となっている路線も多い。

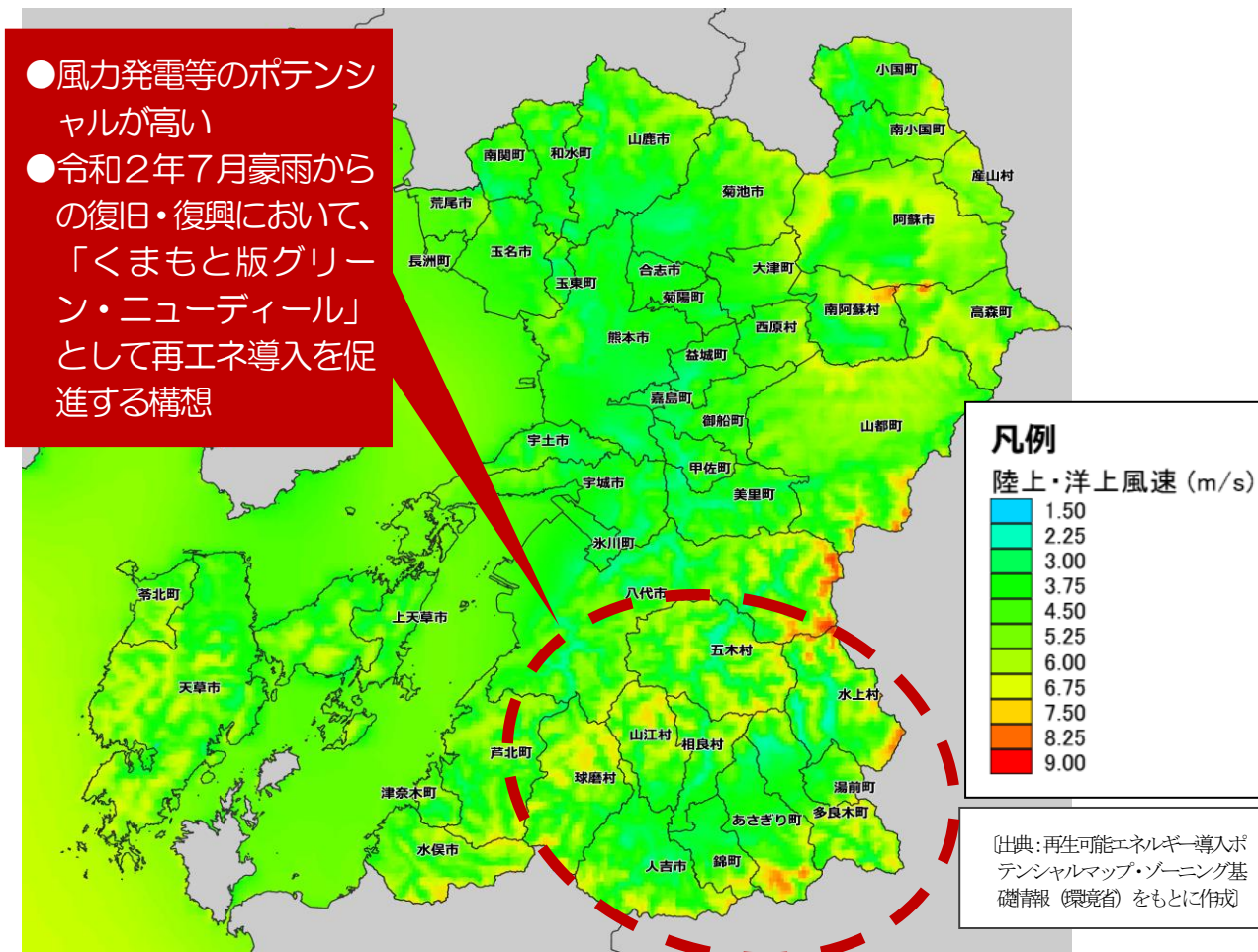
〔※ノンファーム型接続：送電系統の設備容量を超えた電気が流れそうな場合に、当該再エネ発電所から送電系統への給電が遮断されるのを許容することを条件に送電系統に接続する方法〕

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度等	要望内容
プッシュ型の送電系統新設・増強	今年4月に施行された改正電気事業法の中で、電力広域機関が、送電網の新設・増強について将来の電源ポテンシャルを踏まえたネットワーク整備計画（広域系統整備計画）を策定のうえ、国に届け出、これに基づき、送配電事業者が系統整備を行う仕組みが構築された。9月には「電力ネットワークの次世代化に向けた中間とりまとめ」が国から示された。	●「電力ネットワークの次世代化に向けた中間とりまとめ」に記載のロードマップに基づいて、プッシュ型の「ローカル・配電系統の整備計画」を立案するにあたっては、優先的に球磨川流域における送電網の増強・新設がなされるよう特段の配慮をお願いしたい。

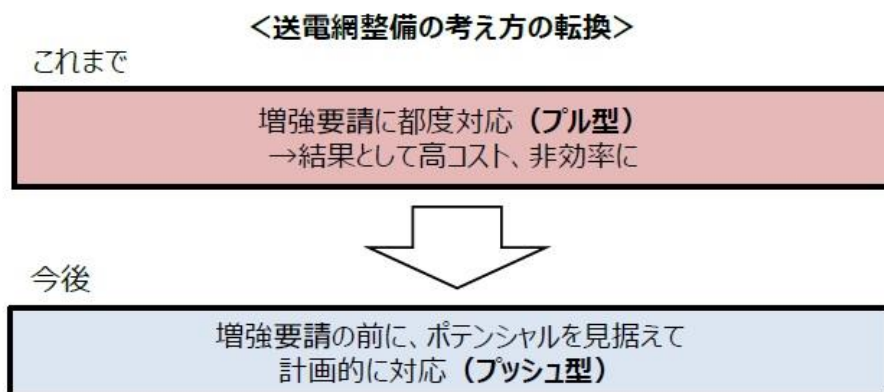
※ 併せて、今後の再エネ施設導入にあたっては、地域との調和を図ることが必要であることから、国の再エネ特措法（FIT法）に係る再エネ施設の事業計画認定において、立地自治体からの意見聴取や事業者に対する地域住民への事業説明会の実施及び結果報告が義務付けられるよう、関係法令整備を行っていただきたい。

【参考資料1】球磨川流域の再エネポテンシャル



【参考資料2】プッシュ型の送電系統ネットワーク整備の概念

- 電力広域機関が、送電網の新設・増強について将来の電源ポテンシャルを踏まえたプッシュ型のネットワーク整備計画(広域系統整備計画)を策定し、これに基づき、送配電事業者が実際の整備を行う仕組みを整備。



- ① 電力広域機関が広域系統整備計画を策定
- ② 広域系統整備計画を国へ届出
- ③ 広域系統整備計画に基づき、送配電事業者が送電網を整備

(出典:エネルギー供給
強靱化法説明資料/
2020年2月25日)

